

労務 ROAD

■雇用保険マルチジョブホルダー制度について

雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

2022 年 1 月 1 日より新設される雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

適用対象者

1. 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
2. 2つの事業所（1つの事業所における週所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して週所定労働時間が20時間以上であること
3. 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



65歳以上の方

・手続きの流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

事業主としては本人からの依頼に基づき、手続きに必要な証明を行う必要があります。（雇用の事実や所定労働時間など）これを受けて本人が適用を受ける2社の必要書類を揃えてマルチジョブホルダーの住所を管轄するハローワークに提出します。



その後ハローワークより、両社および本人に対して通知が行われますので、雇用保険資格取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

注意点として事業主は労働者から手続きに必要な書類を求められた場合速やかに対応する必要があります、マルチジョブホルダーの申出を理由として解雇・雇止め、労働条件の不利益変更等、不利益な取り扱いをすることは法律で禁じられています。

【厚生労働省より】

VOL. 771
(2110—4)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

先日「月曜から夜更かし」で有名な桐谷さんの株主優待の講演会に行ってきました。桐谷さんは、家賃は配当金で支払い、他は優待券で生活しているとのことでした。私は最近積立 nisa を始め、年明けから株主優待を始める予定です。将来のために今から色々備えたいなと思いました。
(高橋)



10月 労務スケジュール

- ・社会保険料の変更(翌月控除の場合)
- ・10月改定最低賃金の確認
- ・9月分の社会保険料納付
- ・7～9月分の労働者死傷病報告の提出
- ・年次有給休暇取得促進期間